

第4期 特定健康診査等実施計画

<対象期間：2024年4月1日～2030年3月31日>

大塚商会健康保険組合

2024年4月

< 目次 >

I 達成しようとする目標

- (1) 特定健康診査の実施に係る目標
- (2) 特定保健指導の実施に係る目標
- (3) 特定保健指導の実施の成果に係る目標（減少率）

II 特定健康診査等の対象者数

- (1) 特定健康診査対象者数
- (2) 特定保健指導対象者数

III 特定健康診査等の実施方法

- (1) 実施場所
- (2) 実施項目
- (3) 実施時期
- (4) 外部委託の方法
- (5) 周知・案内方法
- (6) 健診データの受領方法
- (7) 特定保健指導対象者の選出の方法

IV 個人情報保護

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

VII その他

I 達成しようとする目標

(1) 特定健康診査の実施に係る目標

目標実施率	2024年 (令和6年度)	2025年 (令和7年度)	2026年 (令和8年度)	2027年 (令和9年度)	2028年 (令和10年度)	2029年 (令和11年度)
全体	92.4%	92.9%	93.4%	93.9%	94.4%	94.9%
被保険者	99.2%	99.3%	99.4%	99.5%	99.5%	99.5%
被扶養者	73.6%	75.1%	76.5%	78.1%	79.8%	81.6%

(2) 特定保健指導の実施に係る目標

目標	2024年 (令和6年度)	2025年 (令和7年度)	2026年 (令和8年度)	2027年 (令和9年度)	2028年 (令和10年度)	2029年 (令和11年度)
全体	60.0%	61.0%	62.0%	63.0%	64.0%	65.0%
積極的	51.7%	52.6%	53.4%	54.3%	55.2%	56.0%
動機付	71.4%	72.6%	73.8%	75.0%	76.2%	77.5%

(3) 特定保健指導等の実施の成果に係る目標（対象者減少率）

国の定める目標減少率	25%	
目 標	25%以上	2024～2029年

II 特定健康診査等の対象者数

(1) 特定健康診査対象者数

① 年度別人員推計値

年 度	特定健康診査対象者数（40歳～74歳）		
	被保険者	被扶養者	全体
2023実績	5,928人	2,257人	8,185人
2024	6,163人	2,229人	8,392人
2025	6,367人	2,289人	8,656人
2026	6,558人	2,333人	8,891人
2027	6,731人	2,383人	9,114人
2028	6,876人	2,408人	9,284人
2029	7,019人	2,429人	9,448人

② 年度別目標受診者数

年 度	目標受診者数			目標受診率		
	被保険者	被扶養者	全体	被保険者	被扶養者	全体
2023実績	5,867人	1,652人	7,519人	99.0%	73.2%	91.9%
2024	6,114人	1,640人	7,754人	99.2%	73.6%	92.4%
2025	6,322人	1,719人	8,041人	99.3%	75.1%	92.9%
2026	6,519人	1,785人	8,304人	99.4%	76.5%	93.4%
2027	6,697人	1,861人	8,558人	99.5%	78.1%	93.9%
2028	6,842人	1,922人	8,764人	99.5%	79.8%	94.4%
2029	6,984人	1,982人	8,966人	99.5%	81.6%	94.9%

(2) 特定保健指導対象者数

①年度別人員推計値

年 度	特定保健指導対象者数（40歳～74歳）		
	積極的指導対象者	動機付け支援対象者	全体
2023	915人	640人	1,555人
2024	667人	484人	1,151人
2025	692人	501人	1,193人
2026	715人	517人	1,232人
2027	737人	533人	1,270人
2028	754人	547人	1,301人
2029	772人	558人	1,330人

②年度別目標終了者数

年 度	目標終了者数			目標終了率		
	積極的	動機付け	全体	積極的	動機付け	全体
2024	345人	345人	690人	51.7%	71.4%	60.0%
2025	364人	364人	728人	52.6%	72.6%	61.0%
2026	382人	382人	764人	53.4%	73.8%	62.0%
2027	400人	400人	800人	54.3%	75.0%	63.0%
2028	416人	416人	832人	55.2%	76.2%	64.0%
2029	432人	433人	865人	56.0%	77.5%	65.0%

③年度別特定保健指導対象者減少率

年 度	特定保健指導対象者減少率		
	前年度特保対象者	前年度特保対象者で 本年度対象者から 外れた者	減少率
2024	1,555人	389人	25%
2025	1,151人	288人	25%
2026	1,193人	298人	25%
2027	1,232人	308人	25%
2028	1,270人	318人	25%
2029	1,301人	325人	25%

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

①特定健康診査

- ・被保険者は、契約を締結した健診実施機関の施設内、または、自身が希望する契約外の健診実施機関において実施する。
- ・被扶養者は、契約を締結した健診実施機関の施設内、又は公共施設を活用した巡回健診、または、自身が希望する契約外の健診実施機関において実施する。

②特定保健指導

- ・被保険者は、特定保健指導対象者を有する事業所内の会議室等、又は特定保健指導対象者が希望する場所で面談及びI C Tにより特定保健指導を実施する。
- ・被扶養者は、特定保健指導対象者が希望する場所等で面談及びI C Tにより特定保健指導を実施する。

(2) 実施項目

①特定健康診査

基本的な健診の項目（実施基準第1条第1項第1号から第9号）

- ・既往歴の調査（服薬歴、喫煙歴を含む。）
- ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ・身長、体重及び腹囲の検査
- ・B M I の測定
- ・血圧の測定
- ・肝機能検査
- ・血中脂質検査
- ・血糖検査
- ・尿検査
- ・医師の判断により受診しなければならない項目
貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査

②特定保健指導

特定健康診査の結果に基づき、腹囲又は、BMIと追加リスク項目（血糖、脂質、血圧）の保有状況により、特定保健指導が必要な「積極的支援レベル」動機付け支援レベル」に区分し（以下「階層化」という。）支援レベルごとの特定保健指導を実施する。

(3) 実施時期

- ・特定健康診査は、現在、通年としているが、特定保健指導の実施期間を考慮し、段階的（＊）に実施時期を4月から12月末までの受診とする。

＊2025年度2月末、2026年度1月末、2027年度12月末

- ・特定保健指導は、通年実施する。

原則年度末までに実施を開始するが、年度を超えて実施する場合、原則として実績報告時期である翌年11月1日に間に合う実施分までを実施年度実績とし、それ以降は翌年度の実績とする。

(4) 外部委託の方法

- ・特定健康診査

健診結果をシステムに登録するためのデータ化や契約健診機関からの実施に要した費用の請求の受付並びに当該費用の支払に付帯する事務は、契約健診機関との三者契約により株式会社法研が代行して行う。

- ・特定保健指導

当健康保険組合の専門職が東京近郊を実施。東京近郊でも当健康保険組合で実施できない被保険者、遠隔地の被保険者及び被扶養者においては、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第3章に基づき外部委託する。

また、特定健康診査を受診した医療機関で特定保健指導を実施している場合は、契約健診機関において特定保健指導を受けることができる。

外部委託した特定保健指導の結果については、電子データで受領するものとする。

(5) 周知・案内方法

受診方法等や契約健診機関一覧及び外部委託事業所をホームページに掲載して周知する。

(6) 健診データの受領方法

健診データは、契約健診機関から代行機関を通じて紙及び電子データを月単位で代行機関より健康保険組合に直接持ち込まれたデータの内容を確認して保管する。

(7) 特定保健指導対象者の選出方法

健診結果に基づき階層化した特定保健指導が必要な対象者すべてに支援レベルごとの特定保健指導を実施する。

IV 個人情報保護

個人情報保護法に基づくガイドライン等に基づき厳格に取り扱うことから特定健康診査等の結果等は紙と電子データ（CD等）受理後速やかに当健康保険組合のシステムに取り込まなければならない。

システムの起動は、担当者のみがIDとパスワードによりログイン可能となるよう制限をかけることとして、取り込んだ電子データ及び紙のデータについては、施錠可能な保管庫に格納し、10年間保管する。

紙データは、直近5年分を健康保険組合にある施錠可能な保管庫に保管する。6年以上経過した紙データは外部倉庫に保管し10年経過後廃棄（溶解）する。CD等については健康保険組合にある施錠可能な保管庫に10年間保管する。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、ホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、1年ごとに目標の達成状況等进行分析して翌年の計画を見直すこととする。

なお、見直す際には、医師、保健師、管理栄養士（専門家）と予算や契約の実務を担当する職員が連携して新たな目標、計画を策定する。

VII その他

当健康保険組合に所属する保健師・管理栄養士については、特定健診・特定保健指導の実践養成のため希望する研修に随時参加することができる。